

保護者の皆様へ

令和3年8月17日
いわき市教育委員会

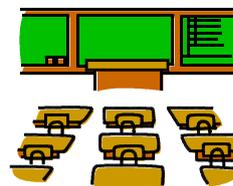
子供たちの夏休みも、残すところ一週間となりました。市内では、新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、8月8日から同月末まで「まん延防止等重点措置」が適用されております。

つきましては、2学期開始時期においては、次のように対応しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、9月1日以降の対応については、後日改めてお知らせします。

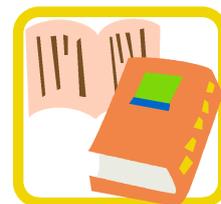
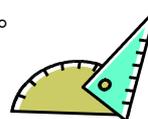
対象期間 令和3年8月25日（水）から令和3年8月31日（火）まで

- 午前中の3校時までの授業とします。
 - ・ 換気の徹底、多くの方が手の届く距離に集まらない配慮、近距離での会話や大声での発声を控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つための取組を徹底します。
 - ・ 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を引き続き徹底します。
- 感染リスクが高いとされる給食の配膳やマスクを外しての会話を避けるため、給食は実施しません。3校時の授業終了後は下校となります。
- 放課後の部活動は実施しません。



家庭での過ごし方について ～家庭内でも感染症対策をお願いします～

- 下校後は、感染拡大防止の観点からも、不要不急の外出は控えてください。
- 学校からの課題を中心にしながら、家庭学習を進めてください。
- 在宅時間が長くなりますので、帰宅後、子供だけで過ごす時間がある場合は、事前にお子様との約束事を決めてください。
(訪問者や電話への対応、火気の使用 等)



学校内での感染を防ぐために、引き続きご協力ください。

- 📞 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合には、登校を控えてください。その場合、「出席停止」扱いになります。
また、ご家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合にも、登校を控えてください。この場合も「出席停止」扱いになります。
- 📞 ご家族に、PCR検査または抗原検査を受ける方がいる場合には、お子様の登校を控えるようお願い致します。その場合、欠席扱いとはならない場合もありますので、必ず学校に連絡くださるようお願い致します。

『福島県まん延防止等重点措置』の
適用を受けて行動期間を延長します

令和3年7月31日(土)～8月31日(火)

感染拡大防止一斉行動

(まん延防止等重点措置)



市民の皆さまへのお願い

- ① 不要不急の**外出自粛**
- ② 基本的な**感染対策の徹底**
- ③ 都道府県をまたぐ**旅行・帰省等**の原則、**中止・延期**
- ④ **夜8時以降**、飲食店等にみだりに**出入りしない**

お盆はできるだけ簡素に、
知人や親類との大人数
での会食は控えてください

受診・相談専用ダイヤル

症状のある方はかかりつけ医に電話相談を。
症状があってもかかりつけ医を持たない方は

【受診・相談センター】 **0120-567-747**
(平日・休日問わず24時間対応)

【症状のない方】

- ・福祉施設の従事者および利用者
- ・飲食店の従業員
- ・児童施設の従事者、教育機関の従事者

電話番号 **0246-27-8596**
(受付時間 午後1時～午後4時、土日祝は除く)

事業者の皆さまへのお願い (市内全域)

【期間】 令和3年8月8日(日)～8月31日(火)

① **飲食店等** (対象：食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗) <協力金> 1日当たり3万円～ (売上高に応じて)

- ・営業時間の短縮 (営業時間：午前5時～午後8時)
- ・酒類の提供の自粛 (終日)
- ・カラオケ設備の利用の自粛 (終日)

② **飲食店以外** (延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等)

- ・営業時間の短縮 (午後8時まで) に応じた場合、協力金を支給

【飲食店等の相談窓口】 いわき地区協力金コールセンター

電話 **024-521-8562**

(受付時間 午前9時～午後5時)